

システム開発の頓挫と開発業者の責任

—スルガ銀行・日本 IBM 事件第1審および控訴審判決をめぐって—

生 田 敏 康*

- 一. はじめに
- 二. 判決の概要
 - 1. 第1審判決（東京地判平成24年3月29日金融法務事情1952号111頁）
 - 2. 控訴審判決（東京高判平成25年9月26日金融・商事判例1428号16頁）
- 三. 考察
 - 1. システム開発の頓挫をめぐる紛争の実態
 - 2. プロジェクトマネジメント義務
 - 3. システム開発契約の法的構造
 - 4. 契約責任と不法行為責任の関係
 - 5. その他
- 四. 結びに代えて

一. はじめに

本事件は、銀行の基幹システムの開発が頓挫したことをめぐってシステム開発業者の責任が問われ、世界的なコンピュータメーカーが当事者となったこととともに、第1審判決において巨額の損害賠償が認められたことから、社会的な耳目を集めたものである（控訴審判決では賠償額が大幅に減額されている）。

*福岡大学法学部教授

本事件は第1審および控訴審判決を通じて、開発業者(ベンダ)のプロジェクトマネジメント義務違反にもとづいて損害賠償が認められたことはもちろんであるが、システム開発契約の法的構造、契約の成立、基本合意の法的拘束力、契約責任と不法行為責任の関係、ユーザの協力義務など、法理論的に興味深い題材に満ちている点で、判例研究の対象に値するものである。また、システム開発をめぐる紛争が上級審で争われることはきわめて珍しく(これまで裁判になった事例はほとんどが地方裁判所レベルで終了している)、今後、最高裁判所による判断が期待されるケースである(上告・上告受理申立て)。

本両判決に関して筆者はすでに別稿で取り上げているが¹、本稿では、そこで取り上げた論点(プロジェクトマネジメント義務)はもちろん、第1審判決と控訴審判決の違いを検討しつつ、上記に掲げた諸論点について考察を加えるものである。

二. 判決の概要

1. 第1審判決(東京地判平成24年3月29日金融法務事情1952号111頁)²

(1) 事案の概要

X(スルガ銀行)は旧来の基幹システムを刷新するために、新しい基幹系システムの構築の提案をY(日本IBM)に委託し、Yは次世代金融システム・サービス(NEFSS)を企画・開発するチームを立ち上げ、アメリカのFIS社が権利を有していたパッケージソフトであるCorebankをNEFSSの部品として採用することを決め、Xに提案した。Xは複数の開発業者の提案の中から、YのNEFSSを全面的に改良して新経営システムを構築することを決め(以下、上記システムの開発を「本件システム開発」という)、平成16年9月29日に両社の間で「新経営システム」の構築に関する基本合意(基本合意①)を締結し、同年12月29日の基本合意②を経て、同17年9月30日に、

本件システム開発での個々の局面の権利・義務を規定した個別契約を締結することを条件に、支払総額89億7080万円で本件システムの構築を行うことについて最終合意書を交わした³。

この最終合意書においては、故意・重過失がない場合、責任原因が債務不履行か不法行為を問わず、(a)現実に発生した通常かつ直接の損害に対してのみ各個別将来契約の代金相当額を限度額とすること、(b)Yの責めに帰すことのできない事由から生じた損害、Yの予見の有無を問わず特別事情から生じた損害、逸失利益、データ・プログラムなどの無体物の損害、第三者からの損害賠償請求にもとづくXの損害についてYは責任を負わないとする損害賠償責任を限定する条項（4条）が定められるとともに、各個別契約が締結され、両当事者の各局面における各義務が規定されるまでは、いずれの当事者も本合意書にもとづく法的義務を負わない旨の条項（8条ただし書）がおかれていた⁴。

本件システム開発は、①事業・業務要件定義、②計画・要件定義、③設計、④実装（プログラミング）、⑤統合テスト、⑥システムテスト、⑦システム切替え、⑧システム稼働という開発過程を経るものとされていた。しかし、Yの開発工程は混迷を極め、結局、Corebankによる開発を断念せざるをえなくなり（最終的にYは別のパッケージソフトを提案することになる）、平成19年7月18日、XはYに対し債務不履行（履行不能）を理由に最終合意および個別契約を解除し⁵、本件プロジェクトは中止するに至った（上記工程のうち実質的に要件定義あるいは設計段階で終了した）。

(2) 当事者の主張

Xは、(ア)最終合意書が法的拘束力を有するものであり、Yが上記最終合意や個別契約にもとづく本質的義務（Corebankを採用し、それに必要な機能を追加して本件システムを構築する義務、平成20年1月までに請負代金89億7080万円として本件システムを完成・納入し、稼働させる義務など）に

従って履行すべき義務があったにもかかわらず、債務の本旨に従った履行をしなかった⁶、(イ)本件プロジェクトが中止するに至ったのは、Yのプロジェクトマネジメント義務違反によるものであった⁷、(ウ) Yにはプロジェクトに関する説明義務違反があった⁸と主張し、Yに対して請負契約の債務不履行または不法行為にもとづく損害賠償を求めた（そのほか錯誤無効も主張している⁹）。請求額の内訳は、本件システムを構築するためにXがYに支払った費用相当額65億円余、第三者に支払った8億円余（以上、実損害計74億円余）、逸失利益41億円余、合計115億円余である。

これに対してYは、最終合意書に法的拘束力はない以上、請負契約上の債務不履行はなく¹⁰、また、プロジェクトマネジメント義務違反はないと反論するとともに¹¹、反訴をもって、Xに対し、未払代金（13億円余）の支払を求め¹²、本件プロジェクトが中止するに至ったのは、Xの協力義務違反が原因であるとして不法行為にもとづく損害賠償（110億円余）を求めた¹³。

(3) 判旨

①請負契約上の本質的義務の不履行について

本件最終合意書において本件システム開発を89億7080万円で構築する旨約したにもかかわらず、その義務を尽くさなかったので、Yには債務不履行または不法行為が成立する旨、Xは主張するが、右金額が両当事者に対して法的拘束力を有するかにつき、これはXとYの間で本件プロジェクトの各局面における義務を定めた個別契約が締結されることを条件として生ずるものであり、個別契約の大半が未締結であることから、上記支払総額が法的拘束力を有するに至る程度に条件が充たされているとはいえないので、Yの債務不履行または不法行為の成立をいうXの主張は採用できない¹⁴。

しかし、上記支払総額が設けられたのは両当事者が目標とする重要な指針であることは疑いなく、上記支払総額の規定された最終合意書が交わされたとの事情が、Yの信義則ないし不法行為上の義務違反の有無を考慮するにあ

たり意味を有しうるものであることを否定するものではない¹⁵。

②ベンダのプロジェクトマネジメント義務違反について

ベンダとユーザの間でパッケージ型システム開発を行う場合、ベンダはユーザが構築しているシステムに最適のパッケージを選定した上、これに適した開発方法を採用しなければならず、ユーザへの提案前にパッケージの機能、開発手法、リスク等について十分に検証・検討しなければならない。加えて日本の銀行の基幹系のシステムに海外のパッケージが用いられたことはなく、Yも銀行のシステムをこの方法で開発したことがないので、Yとしてはより慎重にパッケージについて検証・検討して、適切な開発方法を採用しなければならない。ところが、本件システム開発においてYは、選定したパッケージである Corebank の機能や充足度、それを利用した場合の適切な開発方法についてあらかじめ十分に検証・検討していたとはいえない¹⁶。

本件のように大規模なパッケージを用いたプロジェクトではパッケージのカスタマイズが中核となり、カスタマイズ作業を適切に実施できる体制を整えておくことがプロジェクトの成否にとって重要となるところ、Yは、Corebank の改変権を有している業者との間で協議をするなどしてパッケージのカスタマイズを適切に実施できる体制をとっていたとはいえず、このことが本件プロジェクトにおいて作業の遅延や費用の増大を招いた¹⁷。

本件のようにパッケージの改変権を有しないシステムベンダがそのパッケージを用いてシステム開発を行う場合、パッケージベンダの対応いかが開発上の阻害要因になるから、この点に関する事情は、ユーザが契約関係に入るかどうかを決定する上で重要なものであり、かつ、Yは大規模なカスタマイズをする必要があることを予め知っていたところ、Yは最終合意書を交わした平成17年9月30日時点においても、Yが上記改変権を有していないことがシステム開発において阻害要因になりうること、パッケージを改変するために必要な事項につき改変権を有する業者との間で協議が整っていないこ

とをXに説明していなかった¹⁸。

Xは、本件最終合意が締結された時点において、Yが提案した開発手法に従ったシステム開発に問題があるとは認識しておらず、本件最終合意書でXが支払うべき金額に相応の根拠があると信頼しており、サービスインの延期や追加費用の負担を考慮する必要がないと考えていたのであり、このような認識のもと、Xは現行契約および個別将来契約にもとづいて代金を支払ったものである。仮にYが代金額の修正をXに申し出るのならば、そのことを説明して、Yとの間で本件プロジェクトを続けるか否かを判断できる機会を与えることができたにもかかわらず、それをすることなく本件プロジェクトを続け、その後になって代金の増額を求めることは信義に反する¹⁹。

YはXとの間で合意したサービスインの時期すらも遵守できず、サービスインが大幅に遅れる見通しになり、結局、Corebankに代えて別のパッケージソフトを提案するに至るが、これは費用・完成時期について十分に検証したものでなく、このような代替案を提案すること自体、Xとの信頼関係を失わせるものであり、この段階でXがプロジェクトの中止を決断するに至ったのは非難に値するものでなく、十分な根拠があるというべきである²⁰。

以上から、Yには本件システム開発のベンダとして適切にシステム開発を管理することなどを内容とするプロジェクトマネジメント義務の違反があるものというべきである²¹。

③ユーザの協力義務違反について

Yは、現行の業務およびシステム分析の必要性を認めず、資料の提出すらしなかったこと、商品数・帳票数の削減を行わなかったこと、開発スコープの削減等に応じなかったこと、最終合意書の記載内容に固執して一切の妥協をしなかったことなど、Xに協力義務違反があったことを主張するが、Xがこれらの削減に応じなかったという事実はなく、最終合意書で定められた89億7080万円という金額は、法的拘束力を有しないといても両当事者が目標

とする重要な指針であることは疑いなく、Xがそれを強く主張しても非難に値するものではなく、サービスインの時期の延期や追加費用の負担を求めるYの提案をXが受け入れなければならない根拠もないとして、Xに協力義務違反は認められない²²。

④損害賠償責任に関する契約条項について

最終合意書8条ただし書は、各個別契約が締結されるまでは、各当事者は本合意者にもとづく法的義務を負わないとされているが、この規定は、不法行為責任のように、本件合意書にもとづいて発生するものではない法的義務について、両当事者の責任を限定したり、免除したりするものではない。また、個別契約が締結されて各当事者の義務が規定された以上、損害賠償の範囲を限定する最終合意書4条（上記(1)参照）の適用がある²³。

⑤損害について

XがYに対し、システム・インテグレーションに関する個別契約にもとづいて支払った代金、OIO契約にもとづいて支払った代金からリース料等を控除した金員65億5285万5673円、本件システムで使用するソフトウェアやハードウェアの調達、設備の改造を行うに際し、Y以外の第三者に支払った金員8億6081万0455円につき、Yのプロジェクトマネジメント義務違反によりシステム開発が頓挫してしまい、無意味になったので、合計74億1366万6128円を実損害として認められるが、Xの主張する逸失利益41億6600万円については本件システムが完成したかどうか、そのような利益をあげられたかどうか不確定な要素があるので、認められない²⁴。

一方、Yは、YからXに納入された成果物（要件定義書、システム設計書、他社製ソフトウェアパッケージ）が客観的利用価値を有するとして、その価値相当額が損益相殺により損害から控除されるべきであると主張するが、内容的に古くなっていること、別件プロジェクトに転用することは困難であることなど、客観的利用価値はないので、認められない²⁵。

⑥結論

このように判決は、Yのプロジェクトマネジメント義務違反にもとづくXの損害賠償請求を認め、上記のとおり合計74億1366万6128円の賠償をYに命じた²⁶（Y控訴）。

2. 控訴審判決（東京高判平成25年9月26日金融・商事判例1428号16頁）²⁷

(1) 控訴審における当事者の主張と争点に関する判断枠組み

控訴審において、Xは主張の構成を改め、主位的主張としてプロジェクトマネジメント義務違反の不法行為にもとづく損害賠償請求、予備的主張としてプロジェクトマネジメント義務違反の債務不履行にもとづく損害賠償請求その他に請求原因を変更した²⁸。

判決は、本件システム開発を、Ⅰ. 企画準備から本件基本合意①締結前の段階（企画・提案）、Ⅱ. 本件基本合意①から本件基本合意②締結前の段階（計画・要件定義）、Ⅲ. 本件基本合意②から本件最終合意締結前の段階（計画・要件定義）、Ⅳ. 本件最終合意締結後から本件システム開発終了の段階（計画・要件定義、実装）に分けられるとしたが、この点に関し、Yは、本件システム開発において多段階契約方式を採用した以上、この方式に沿って法的義務を検討すべきと主張するのに対し、Xは、多段階契約方式を採用したからといって、ユーザの損害賠償を請求しうる範囲を著しく制限するYの主張は妥当でないと反論する²⁹。

これに対して判決は、契約締結前については、契約がないことを前提に、契約締結後については、不法行為を主張する請求は不法行為規範に照らし、契約責任を主張する請求は当事者間で締結された契約内容及び契約法理に照らし、それらの責任の成否及び範囲について検討するという判断枠組みを示した³⁰。

(2) 判旨

①不法行為責任の成否（責任の競合）について

Yは、原判決が契約当事者間で不法行為責任を認めたのが不当である（契約当事者間で不法行為責任が生じるのは、契約の有効性が否定されるような自己決定権の侵害がある場合、詐欺のような相当程度の違法性がある場合に限られる）と主張するが、契約当事者間においても賠償責任の根拠として、実体法上、契約責任と不法行為責任が競合しうるものであり、Yが主張するような違法性があるときに限って不法行為責任が成立するという実体法上の根拠はなく、そのように不法行為責任の成立が限定されると解することはできない³¹。

②ベンダのプロジェクトマネジメント義務違反について

企画・提案段階においても、ベンダはユーザに対してみずから提案するシステムを検討・検証し、説明する義務を負い、このような義務は契約締結に向けた交渉過程における信義則にもとづく不法行為上の義務と位置づけられ、Yはベンダとしてこのような義務（企画・提案段階におけるプロジェクトマネジメント義務）を負う。しかし、ベンダはユーザの業務内容等に精通しているものではなく、受注が確定していない段階での事前検証等の方法、程度等は限られ、ユーザから得られる情報、協力にも限界があるので、プロジェクト開始後に生ずる事情、要因等について企画・提案段階でもれなく予測することは困難であり、この段階における検証、説明義務はこのような状況における予測可能性を前提とすべきであり、ユーザ側もベンダの説明を踏まえ、システム開発について自らリスク分析する必要がある。このように、企画・提案段階におけるシステム開発構想は、一定の修正等があることを前提とするものであり、計画どおりシステム開発が進まないことをもって、企画・提案段階におけるプロジェクトマネジメント義務違反があるとはいえない³²。また、Xは、Yが本件システムの提案にあたり、Corebankの機能や充足度

についての十分な検証を欠いていた旨を主張するが、本件システム開発の中止の原因は、Corebankの機能とXが本件システムに求める機能のギャップが大きいことが明らかになり、開発スコープの調整の失敗が開発の遅延、費用の増大を招き、開発進行の調整が困難になったことによるものであり、Corebankが邦銀の勘定系システムに導入するソフトとしての性能を備えていなかったものではなく、Yによる事前検証が欠けていたとはいえない。以上から、上記Iの段階においてYにプロジェクトマネジメント義務違反があったとは認められない³³。

これに対して、本件システム開発の完成まで受任し、Xと基本合意および個別契約を締結した上記Ⅱ～Ⅳの段階においては、Yは、ベンダとして通常求められる専門的知見を用いてシステム構築を進め、ユーザたるXに必要な説明を行い、その了解を得ながら、適宜必要とされる修正、調整等を行いつつ、本件システム完成に向けた作業を行うこと（プロジェクトマネジメント）を適切に行う義務を負う（ここでは契約当事者間の契約上の義務の履行過程における不法行為責任が問題とされているから、不法行為責任の成否について検討したことは債務不履行責任の成否についても当てはまる）。この義務の内容は契約の文言等から一義的に定まるものではなく、状況に応じて変化しつつ定まるものであり、開発費用、開発スコープ、開発期間等について修正を要し、それがユーザの許容限度を超える事態が生ずることもありうることから、ベンダは適時適切に開発状況の分析、開発計画の変更の要否と内容、開発計画の中止の要否と影響について説明する義務を負う³⁴。そして、本件最終合意締結（平成17年9月30日）の頃には、Yは当初予定していた開発費用、開発スコープ、開発期間内に計画を実現することが不可能であることを認識していた。このような局面に当たって、Yには開発費用、開発スコープ、開発期間のいずれかまたは全部を抜本的に見直す必要があることを説明し、見直しをしなければ本件システム開発が進まないこと、投下費用が無駄にな

ることを具体的に説明して、Xに適切な判断を促す義務があり、場合によっては本件システム開発の中止をも提言する義務があった³⁵。しかし、Yは、ベンダとして求められる説明義務、すなわち本件システム開発の適切な進行、修正、変更を図るため、ユーザであるXの判断に資する説明、提言等をする義務を果たしたとはいえず、少なくとも本件最終合意の締結段階において、本件システムの抜本的な変更、中止を含めた説明、提言および具体的なリスクの告知をしているとは認めがたいから、Yにプロジェクトマネジメント義務違反が認められる³⁶。

③損害について

本件最終合意締結の段階で不法行為が成立すると認められるから、Yは最終合意締結以前に支出した費用について賠償義務を負わないが、最終合意締結後に支出を余儀なくされた費用については賠償する義務を負うので、平成17年10月以降にXがYおよび第三者に支払った費用相当額(実損害)41億7210万3169円が損害の合計額となる³⁷。

Xは、プロジェクトマネジメント義務はシステム開発契約の本質的義務であり、本件最終合意や個別契約から導き出されるものではないから、最終合意の責任限定条項が及ばないと主張するが、この責任限定条項は、本件システム開発においてYがベンダとして当然に果たすべき義務を想定し、その義務違反の場合の損害賠償の予定につき合意したものであるから、Xが主張するような義務違反を除外すると解することはできない。逸失利益についても、本件責任限定条項によればXが請求できない損害にあたるので、その賠償請求は認められない³⁸。

損益相殺については、最終合意締結後の納品物のうち、他社製パッケージについては（Xみずから再利用を自認したものを除き）別件システム開発に転用できるものでなく、システム設計書は客観的価値を有するものではなく、要件定義書の価値の評価について実務慣行はなく、その再利用には限界があ

るので、認められない³⁹。

④ Yの反訴請求（未払個別契約にもとづく代金請求など）について

Yは最終合意締結の段階で、本件システム開発の中止を含めた不利益等の告知を怠り、軌道修正を図らず、本件未払個別契約を締結させ、Xに不必要な費用の支出をさせた債務不履行（プロジェクトマネジメント義務違反）があり、XはYの債務不履行を理由として本件未払個別契約を解除した以上、Yの代金請求を拒める。なお、プロジェクトマネジメント義務は付随的義務であるから、同義務違反による解除は許されないとYは主張するが、プロジェクトマネジメント義務は契約目的達成に不可欠の義務であるから、同義務違反による解除は妨げられない⁴⁰。

⑤ 結論

このように判決は、Yのプロジェクトマネジメント義務違反にもとづくXの損害賠償請求を認め、上記のとおり41億7210万3169円についてYに賠償を命じた⁴¹。

三. 考察

1. システム開発の頓挫をめぐる紛争の実態

現代社会において情報システム（ITシステム）が不可欠の存在であることはいままでもない。たとえば銀行にシステム障害が発生すれば、ATMが停止して預金者は当座の生活資金を引き出せなくなったり、決済ができなくなって企業間の取引に支障をきたすだけでなく、当該銀行にとっても、その間の利益を喪失し、復旧に多大の費用と時間を要し、取引先から賠償請求を受け、ひいては信用の失墜をもたらすなど、経営そのものにも打撃を与える。そこで、銀行その他の民間企業をはじめ官公庁、大学、研究機関にいたるまで、巨額の費用を投じて、可能な限り欠陥のない情報システムの構築（システム開発）をめざそうとする。しかし、そうしたシステム開発は、さまざま

な事情によって挫折することがある。このシステムの内容は、それを利用する機関によって千差万別であり、すぐれてオーダーメイド的性格を有するものであるから、ユーザからデータその他の情報の提供、ユーザとベンダの間の円滑な意思疎通など、ユーザとベンダの緊密な協力がなければ、システムの構築は困難になる。ベンダの側においても、ユーザの使用目的に適合したシステムおよび開発手法を選択し、開発の進捗状況を管理し、必要に応じてリスクの説明を行い、その対策を助言すること等が要請される。そこで、システム開発においてはベンダのプロジェクトマネジメントが重要になり、その適切な実践がプロジェクトの成功のカギを握る。

不適切なプロジェクトマネジメントは時にシステム開発を中止に至らしめるものとなり、投下費用が無駄になるので、ユーザは当然、ベンダの責任を追及することになる（プロジェクトマネジメント義務違反を理由とする損害賠償請求等）。ところが、システム開発においては上記のとおり、ユーザとベンダの緊密な協力関係が要請されているので、ユーザがデータを提供しない、ベンダとの協議に応じないことなどがプロジェクトの失敗に関連づけられて、責任の一端がユーザに帰せられる場合もある。その場合、ベンダは自身の免責を主張するとともに、ユーザの非協力の責任を問い、あるいは協力義務違反を理由とする損害賠償ないし報酬請求等を行うことになる。つまり、システム開発が挫折した場合の紛争の本質は、そのリスクをユーザとベンダのいずれが負担するのかということに尽きよう。

2. プロジェクトマネジメント義務

(1) はじめに

コンピュータソフトあるいはシステム開発契約において、開発業者（ベンダ）がプロジェクトマネジメント義務を負うことについては、下級審の裁判例で散見されてきたが（これらの裁判例は拙著・別稿を参照⁴²⁾、その画期と

なった判決が、東京地判平成16年3月10日判例タイムズ1211号129頁であり、同判決において初めてプロジェクトマネジメント義務なる名称が登場し、この義務の内容について詳細な判示がなされた⁴³。本件第1審および控訴審判決は、ベンダには専門的知識・経験を有する者としてシステム開発の進捗状況を管理し、開発の進行段階において適時適切にリスクその他についての説明や提言をなすべき義務（場合によっては開発の中止を提言すべき義務）を負うと明言し、上記判決のプロジェクトマネジメント義務に関する判示内容を踏襲したうえで、プロジェクトマネジメント義務違反を詳細かつ具体的に認定してベンダに対して損害賠償を命じたもので、上記判決と並んでプロジェクトマネジメント義務に関する重要な判決と位置づけることができよう。ここではプロジェクトマネジメント義務の内容・性質につき論ずることにし、その法的構成（契約責任か不法行為責任か）に関しては節を改めて言及する。

(2) 第1審判決と控訴審判決におけるプロジェクトマネジメント義務違反の認定の相違

第1審判決は、(ア) ユーザへの提案前におけるパッケージの選定過程、選定したパッケージの機能・リスクの検証など開発方法の検証・検討が不十分であったこと、(イ) パッケージのカスタマイズにつき改変権を有する業者との調整が不十分であったこと、(ウ) 上記(イ)についてユーザに説明していなかったこと、(エ) サービスインの延期や追加費用の負担をユーザに求めるに際し、開発の存続あるいは中止の判断の機会を与えなかったこと等の理由をもってベンダのプロジェクトマネジメント義務違反を幅広く認定した。

これに対して控訴審判決は、企画・提案段階(前章2(1)におけるIの段階)においてもベンダは、契約締結に向けた交渉過程における信義則にもとづく不法行為上の義務としてのプロジェクトマネジメント義務を負うとしながら、本事案ではこの段階における義務違反を否定した。これは、受注が不確定な

段階ではベンダにはユーザに関する十分な情報もなく、プロジェクト開始後の事情・要因等を予測できないからだというものである。他方、基本合意と各個別契約を締結して、システム開発の完成まで受任した段階（前章2(1)におけるⅡ～Ⅳの段階）においては、専門的知見を用いてシステム構築を進め、ユーザに必要な説明を行い、了解を得ながらシステム完成に向けた作業を行うべきプロジェクトマネジメント義務を負い、開発費用・開発期間等がユーザの許容限度を超えるような場合、その見直しの必要性を説明して、ユーザの適切な決断を促し、場合によっては開発の中止を提言する義務があるところ、少なくとも本件最終合意の締結段階において、本件システムの抜本的な変更、中止を含めた説明、提言および具体的なりスクの告知をしているとは認めがたいとして、ベンダの義務違反を認定した。

第1審判決は、主としてパッケージの選定の可否や改変権を有する業者との調整の不首尾などベンダの開発手法を糾弾しているのに対し、控訴審判決はむしろ、そうした開発手法の不適切さを是正しなかったことや開発中止を提言しなかったことに非難の力点をおいているといえる。そして第1審判決が、ユーザへの提案前にベンダが開発手法を十分に検証・検討しなければならないとしているのと異なり、控訴審判決が、企画・提案段階ではベンダはユーザに関する十分な情報がなかったのであるから、結果的に不適切であったとしてもベンダがそのような開発手法を提案したことはやむをえなかったと判断したところに両判決における結論の相違が生じたものである。換言すれば、控訴審判決は第1審判決と異なり、契約締結以前の企画・提案段階と契約締結後では、義務の内容・強度や義務違反の程度が明らかに異なるものと見ているといえよう⁴⁴。

(3) プロジェクトマネジメント義務の性質

プロジェクトマネジメント義務の意義については別稿でとりあげているので詳細は省くが⁴⁵、単なる説明・助言義務とは異なり（もちろん、これらは

その中核的要素ではある)、プロジェクトの進捗を管理する義務と定義されるように、これは包括的な義務である。プロジェクトマネジメント義務を最広義に解せば、仕事完成のために請負人が尽くすべき個々の義務のすべてがそれに当てはまるであろう。ただ、それは結局、請負人は仕事完成のために必要な付随義務(付随的債務)を負うというのと同じことであって、道具概念としての有用性はない。實際上、重要なのは、「プロジェクトの進捗を管理すべき請負人(ベンダ)の義務」という包括的な義務であり、これを「狭義のプロジェクトマネジメント義務」と称することができる。このように定義されたプロジェクトマネジメント義務は、包括性、不確定性、伸縮性という特異な性質を有する。包括性というのは、仕事完成のためのあらゆる(付随的)義務を含むこと、不確定性というのは、契約締結時において義務の内容を確定できないこと、伸縮性というのは、ユーザの協力の度合いによって義務の内容が変わりうることを指す。では、ベンダにこのような包括的義務としてのプロジェクトマネジメント義務を課すことは妥当であろうか、また、このような義務を負わせる実質的根拠は何であろうか。

プロジェクトマネジメント義務は、実態としては個別的な具体的義務の集合体にすぎず、そのような個別的義務の違反にもとづいてベンダの責任を追及することも可能であるし、それで十分であるともいえる。しかし、このような個別的義務は互いに密接不可分な関係にあり、いたずらに細分化して個々の義務違反を検討するよりは、一括してプロジェクトマネジメント義務違反として責任を追及する方が簡明であるし、有益であろう。それゆえ、包括的義務としてのプロジェクトマネジメント義務という概念を設定する意義があるといえる。

また、このような包括的義務をベンダに課す実質的根拠は、ベンダが専門的知識・経験を有していること(広い意味での専門家性)、資本、技術、設備およびスタッフ等を備えることにより仕事遂行能力を有していること、

ユーザがこれらを信頼してプロジェクトの完成を委託し、かつ対価を決定していることに求められよう⁴⁶。

以上のとおり、プロジェクトマネジメント義務は、信義則にもとづいて認められる契約上の付随義務と位置づけられるべきものである⁴⁷。本件においても控訴審判決が、プロジェクトマネジメント義務は契約目的達成に不可欠の義務であるとして同義務違反による解除を認めていることから、システム開発契約における付随義務と理解していることは疑いない。

もっとも、ベンダがこのような包括的義務を負うとはいえ、上記に述べた義務の不確定性・伸縮性から、契約の締結過程に応じて、あるいはユーザの協力の度合いにより、義務の内容・強度が異なってくるものであることはいうまでもない。その意味でベンダの負うべき義務の範囲におのずと限界が存在するのは当然である（控訴審判決が最終合意締結前の義務違反を否定したのはこの点を考慮したためであった）。しかし、十分な情報を得られず、ユーザから得られる協力に限りがあっても、専門的知識・経験を有し、事業遂行能力を具備する事業者として、ベンダは、情報を収集・分析し、研究・調査を尽くして、適切な開発手法を選択するなどして、可能な限り、プロジェクト完成のために努力する義務を負っているというべきであろう。

3. システム開発契約の法的構造

(1) システム開発と多段階契約方式

システム開発契約が役務提供契約の一つであることには違いないが、これがいかなる契約類型に位置づけられるかについては争いがある。最終的にはシステムの完成という成果を目的とするものであるから、これを請負と性質決定するのが普通であろうが、それほど問題は単純ではない。というのは、システム開発はまず、建設請負などと異なり、そもそも成果が具体的に見極めることが困難なものであるからである。つまり、ユーザの希望するシステ

ム（ある具体的な目的のために一定の仕様・性能を有するシステム）と、ベンダにおいて実現可能なシステム（ベンダの開発能力および過去の経験からユーザの要望に最も類似するシステム）が必ず一致するという保証はなく（双方が想定する成果のイメージにズレがある）、また、成果を達成したかどうかの判定が困難で、双方の当事者間で成果物に対する評価に相違が生ずることが容易に予想されるからである。このように仮に請負と性質決定しても根本的な解決をもたらすものではないことに留意すべきである。

さらに、システム開発は一般に長期にわたるものであり、開発過程において当初、予測できなかった問題が生起し、その結果、開発手法の変更、追加費用の負担を余儀なくされるなど、その後の工程に変化をきたすような状況が生じることが稀ではない。このようにシステム開発は漠然性、不確実性、未確定性などのリスクを伴うものであるので、当事者はリスク回避・最小化のために入念に互いの権利義務を定めておく必要に迫られる。

そこで、これに対応するために考案されたのが、多段階契約方式と呼ばれる契約の締結方法である。経済産業省所管の研究会が策定し、使用を推奨している「モデル契約書」によれば⁴⁸、この方式は、システム開発の全工程をいくつかの工程（フェーズ）に区分し、基本合意のほかに、そのフェーズごとに個別契約を締結し、個別契約ごとに（請負か準委任か）性質決定を行い、代金および具体的な業務内容はそこで定めるというものである。これは「見積もり時期とリスクとの関係を踏まえて、ユーザ・ベンダの双方のリスクアセスメントの機会の確保の観点から」採用されたというものであるが⁴⁹、各フェーズに応じて締結される個別契約をもって当該フェーズごとの報酬請求権を確保させることにより、ベンダのリスクを分散させるという意図があるといつてよい⁵⁰。

(2) 契約の締結過程と当事者の義務

システム開発は、上記のとおり、企画から完成まで長期にわたるものなの

で、いつ契約が成立したか、すなわち、いつ契約上の法的義務が生ずるのかを確定するのが困難であるといえる⁵¹。このことは、その過程の各段階における当事者の義務の内容が曖昧であり、それゆえ、開発が挫折した場合において紛争の要因となりうることを意味する。これを回避する方法が、上記の基本合意と個別契約を組み合わせた多段階契約方式である。そこで、システム開発をはじめとするプロジェクトにおいて、基本合意がいかなる法的拘束力を有するか（当事者間にいかなる法的義務を生じさせるのか）が問題となる。基本合意も一つの契約である以上、法的拘束力を有し、当事者に何らかの義務を生じさせることは、他の契約と異なるところはない。ただ、あくまで「基本」合意であり、具体的事項については後に定め、その後の追加・改定があることが前提とされているから、合意の拘束力に限界があるのは当然である。したがって、この段階では当事者は限定的な義務を負うにすぎないが、プロジェクトの進展に伴い、義務の内容が次第に明確になり、具体化することになる。そして最終合意の締結をもって義務の内容・範囲が一応、確定することになり、それ以降は契約の成立に疑いを差し挟むことはできなくなるはずである。これは本来、いわゆる契約の熟度論的思考に立つものであるが⁵²、熟度論は契約の成立過程に対する事後的評価を内容とするものであるに対し、多段階契約方式は事前のリスク配分に関する合意であるという点で区別される。

本件においては、まさにこの多段階契約方式に対する評価が問題となっており、ユーザ側は、多段階契約方式といえども、全体として一つの契約であり、個別契約はその一部にすぎず、最終的にシステム開発が挫折すれば、個別契約も無意味とならざるをえないので、システム開発が挫折したことに関し、その全部につきベンダは責任を負わなければならないと主張する。これに対してベンダ側は、本件システム開発において多段階契約方式を採用した以上、この方式に沿って法的義務を検討すべきと主張する。

第1審判決は、(不法行為を理由とするものであるが) 開発工程の全般にわたってプロジェクトマネジメント義務違反にもとづく損害賠償を認め、ユーザがベンダに支払った代金相当額等を損害として認定し、ユーザの主張をほぼ認容した。これは実質的には、多段階契約方式により細分化されている一連のベンダの義務を一括して一つの債務ととらえて、その債務の不履行による解除・代金返還を肯定したのと同様の結果をもたらし、多段階契約方式の「うまみ」すなわちリスク分散機能を否定するものであった。すなわち、フェーズごとに性質決定を行い、たとえば、企画・提案段階から要件定義までは準委任と定めたところで、判決は、これらを含めて全体として一つのシステム開発であると認めたものであるから(明言していないが、おそらく請負であることを前提としている)、ベンダとしては個別契約の有効性を前提とした報酬獲得の目論見が外れてしまったことになる。これには、個別契約といえどもシステム開発全体の一部にすぎず、個別契約が孤立して存在しているわけではない、あるフェーズにおいて開発が挫折すれば、それに先行するフェーズも影響を受けずにはいられないのであって、結局、システム開発が全体として無意味なものとならざるをえないという考え方が背景にあらう。問題はそのような場合に、システム開発の挫折のリスクを誰が負担するかである。第1審判決は、その点、プロジェクトマネジメント義務違反を理由にプロジェクトの失敗はベンダに帰責されるものとして、ベンダにリスクを負わせたものといってよい。ここでは本件契約の多段階契約性はほとんど考慮されていないといってよい。

これに対して控訴審判決は、基本合意締結前の企画・提案段階(上記Ⅰの段階)におけるプロジェクトマネジメント義務違反を明確に否定し、最初の基本合意(基本合意①)が締結された後も、最終合意締結以降(上記Ⅳの段階)に限ってプロジェクトマネジメント義務違反を肯定した。このような結論に至った理由として考えられるのは、本件契約の多段階契約性を考慮した

結果と理解する見解もあるが（判決が開発過程を4段階に分けて義務違反を認定していることがその証左とされる）、むしろベンダの各開発段階における本件プロジェクトへの関与に対応するところの義務の強度・内容の違いを認めたからであろう。すなわち、信義則上の義務は負うが、情報およびユーザの協力に限界のある企画・提案段階と異なり、基本合意締結後は契約上の義務としてのプロジェクトマネジメント義務を負うところ、遅くとも最終合意締結段階において、当初の予定でシステム開発をすることが困難になったことをベンダが認識していた以上、リスクを説明し、ユーザに適切な判断を促し、場合によっては開発の中止をも提言する義務があったにもかかわらず、その義務を果たさなかった、と判断されたからであった。

このような控訴審判決の判断は、上記の熟度論的思考に親和的であり、プロジェクトマネジメント義務の内容が契約の文言等から一義的に定まるものではなく、状況に応じて変化しつつ定まるものであると述べていることから窺われるように（前章2(2)②参照）、システム開発のような、長期の日々変化する契約関係の実態に即し、ユーザとベンダの利益に配慮したバランスのとれた判断形式として評価されるべきものと考えられる。したがって、多段階契約方式による事前のリスク配分にとらわれることなく、義務違反を認定することが可能であり、かつすべきであったと思われる。しかし、最終合意締結以降に限って義務違反が認められたので、本判決においては、ベンダは最終合意以前にユーザが支出した費用相当額の賠償（事実上の原状回復）を免れることになり、本件システム開発契約の多段階契約性を肯定したのと同じ結果になったことは否めない。

システム開発契約は、当事者間で交渉を重ね、試行錯誤を繰り返しながら、関係を形成していく典型的な「練り上げ型」の契約といえる。最終合意締結というのは、契約の形成過程において一つの目安となるものではあるが、この前後で法律関係が劇的に変化するのではなく、むしろ連続したものにとら

えるのが自然である。その意味で、控訴審判決が最終合意締結以前に支出した費用相当額についての賠償を一刀両断的に否定したのは、形式的にすぎ、疑問が残る。おそらく、最終合意以前の段階（上記Ⅱ、Ⅲの段階）においては義務違反の心証が得られなかったことによるものであろうが、少なくとも、「基本合意①」の締結により受注が確定し、もはや他社への変更が考えられなくなった以上、Ⅱ、Ⅲの段階についても義務の内容を明らかにし、義務違反の有無を詳細に検討すべきではなかったかと思われる。

4. 契約責任と不法行為責任の関係

(1) 問題の所在

本件ではユーザは不法行為責任に加えて契約責任も追及しているが、第1審判決は、請負契約上の義務の不履行を否定し、プロジェクトマネジメント義務違反による不法行為責任のみを認め、控訴審判決は、両者の責任は競合しうると明言するも、ユーザの主張に沿って、ユーザが控訴審において主位的請求として主張した不法行為責任の成否について判断し、これを肯定したので、契約責任（債務不履行責任）については明確には判断しなかった。そこで、本件においてはたして契約責任の追及ができなかったのかについて検討し、そのうえで単なる契約上の利益の侵害（「純粹経済損失」あるいは「総体財産の減少」などとも呼ばれる）に対しても不法行為責任を追及できるかということについても検討を加えるが、後者の問題は通常、契約当事者間において生じるものゆえに、前者（請求権の競合）の問題と不可分の関係にあるといえる。

(2) 契約責任の成否

本件では、契約の成立過程すなわち契約交渉段階から契約成立（最終合意）を経て最終的に挫折に至る過程が争点となっており、その各段階における当事者の責任が問題となる。少なくとも基本合意以前の段階においては、契約

が成立していないので、契約締結上の過失または契約準備段階における信義則上の義務違反として不法行為責任が問題となることは首肯しうるものである。最終合意締結以前のいわば契約の成熟過程にあり、契約上の義務が未確定な段階において、紛争解決手段として不法行為規範の適用が第一に考えられるべきことは理解できる（周知のとおり、不法行為責任を認めた多くの裁判例がある）。これに対して、最終合意の締結により、当事者の契約上の義務が確定した段階においてもなお、不法行為責任に拘泥することには疑問を感じる。なぜなら、ここでは、契約準備段階ではなく、契約の履行過程における義務違反が問題となっているからである。

本件の事案で特徴的なことは、最終合意によって定められた将来の個別契約の締結を条件として最終合意による法的義務の発生が規定されたことであり、これが債務不履行責任を肯定するにあたって障害となった。すなわち、第1審判決が不法行為責任のみを認めたのは、最終合意書にもとづく個別契約の（大部分の）未締結を理由に最終合意書に示された金額の法的拘束力を否定し、原告が主張した請負契約上の本質的義務の不履行を理由とする被告の債務不履行責任を否定したためであった。しかし、仮に最終合意書の法的拘束力を認めるのが困難であったとしても、それは右金額でシステムを構築する義務がないということだけであって、契約関係（およびそこから生ずる契約上の義務）そのものが存在しないということではなく、付随義務たるプロジェクトマネジメント義務じたいが否定されるべきものではない。信義則上の義務は合意にもとづくものではないが、契約上の義務であることには違いないからである。

同判決は、支払総額の規定を設けたのは両当事者が目標とする重要な指針を定める趣旨であるものであり、支払総額を定めた最終合意書が交わされたとの事情が、信義則上ないし不法行為上の義務違反の有無を考慮するにあたって意味を有するものであることを否定するものではないと述べ、実際に

それにもとづきプロジェクトマネジメント義務違反を認定し、ベンダの損害賠償責任を肯定している。この判示部分はいささか不明瞭であり、本判決に対する評釈の一つが正当にも指摘するように⁵³、契約の法的拘束力を否定しておきながら、不法行為法上の義務違反を認める根拠についての説明が求められよう。第1審判決は最終合意の文言に囚われすぎており、端的に法的拘束力を認めてもよかったと思われる。これに対して、控訴審判決は「契約当事者間の契約上の義務の履行過程における不法行為責任が問題とされているから、不法行為責任の成否について検討したことは債務不履行責任の成否についても当てはまる」といっているので、契約（債務不履行）責任を否定するものではないと思われる。

以上のとおり、本件において不法行為責任の成否はともかく、契約責任が排除されるべきではないと考える。

(3) 契約上の利益の侵害と不法行為責任

上記のとおり、契約責任と不法行為責任の競合が生ずるとしても、本件の事案がいわゆる請求権競合論⁵⁴において取り上げられている典型的なケースとはかなり異なるものであるということに注意すべきである。従来、請求権競合論が問題としてきたのは、債務不履行が同時に典型的な不法行為法上の権利ないし保護法益を侵害するケースであった（賃借人、受寄者が保管義務に違反して賃借物、寄託物を損傷するケース〔財産権侵害〕、安全配慮義務違反のケース〔生命・身体侵害〕など）⁵⁵。これに対して、債務の履行過程においてその不履行によって生ずる損害、すなわち支出を余儀なくされた損害、転売利益、営業利益の喪失、といった損害（これらは一般的に経済的な損害である）は、債務不履行による損害賠償の対象になりこそはすれ、不法行為法上の救済は、近年まであまり意識されてこなかった⁵⁶。したがって、このような経済的損害が請求権競合論の議論において浮上することも少なかったのではないかとと思われる。

本件では、第1審および控訴審ともに、不法行為の成立要件である「権利侵害」ないし「違法性」の充足の有無についてはとくに判断されていない。伝統的な二元論の立場からいえば、この要件は、過失により損害が発生しても権利侵害（違法性）がなければ、不法行為責任は成立しないという経済活動の自由を保障するものであったはずである。すなわち、このような具体的な権利侵害（違法性）がないのに、被害者が経済的な不利益を被ったにすぎない場合にまで、不法行為法が適用されるとすれば、不法行為制度の趣旨に反するのではないかという疑念が生ずる⁵⁷。そもそも不法行為にもとづく損害賠償は伝統的に権利侵害に対する救済手段として位置づけられてきたはずであって、不法行為法が契約当事者間の単なるリスク分配の領域までに介入するのは妥当とは思えない⁵⁸。契約当事者間において不法行為規範の適用が正当化されるのは、リスク分配の問題を超えて、権利侵害が生じうるようなケースに限定されるべきであろう⁵⁹。

経済的利益の喪失に対する賠償に関しては、建物の瑕疵に関して不法行為責任を認めたとうえで、修補費用相当額の損害賠償を認めた判例が想起されるが⁶⁰、これは建物の瑕疵が生命・身体に対する侵害の可能性を有する点で許容できないものではない。しかし、まったく完全な経済的利益のみが問題となっている本件において不法行為責任を認めたのは違和感を覚える。

あえて本件における被侵害権利（法益）をあげるのならば、「自己の財産を故なく減少させられない権利または法益」としてのユーザの財産権ということになる。しかし、このような権利（利益）が法的保護に値するのか疑問である。

もとより、最終合意締結後はともかく、それ以前のいわゆる契約締結過程においては契約上の義務が発生していないか、または未確定であるから、不法行為構成をとらざるをえないという理屈は一応、理解できる。しかし、本件システム開発は、その後、最終合意が締結され、正式に契約が成立し、契

約上の義務が生じているのであるから、それ以前のプロセスにも遡って契約の効力を及ぼしてもよいのではないだろうか。なぜなら、システム開発契約は、単発的な事象でなく、長期にわたってプロジェクトを完成させていくことを予定するものであるから、企画段階からプロジェクト完成に至るまで全体として契約規範をもって規律することが妥当であると思われるからである。

実質的に見ても、このようなケースで不法行為責任しか認められないとすると、事実上、3年という短期消滅時効を強いられるようなものであって、はたしてそれを正当化できるだけの理由があるか疑問である⁶¹。もとより、訴訟において不法行為責任としての追及をする以上、それは自己責任といえようが、債務不履行責任と不法行為責任のいずれが認められるかにより時効期間が異なってくることは、はなはだ法的安定性を損なうものといわざるをえない。

たしかに、プロジェクトマネジメント義務は信義則上の義務であり、企画段階からプロジェクト完成まで（契約準備段階から履行の完了まで）一貫して存続するとすれば、その全過程で生ずる紛争を統一的に不法行為責任でカバーするのが簡明でよいのかもしれない。また、システム開発のように契約の成否があいまいなケースにおいては、訴訟技術上、とりあえず不法行為構成をとった方が安全だという意識があるのも理解できないわけではない。しかし、この領域に関する研究はほとんど未開拓であって、仮にそういう方向に進むのならば、いま一度、不法行為制度の役割を見直し、不法行為規範に対して新たな意味づけを付与する作業に取り組むべきではないだろうか。

以上の点より、不法行為責任の適用には疑問があるといわざるをえない。

5. その他

(1) ユーザの協力義務

システム開発においてユーザの協力が不可欠であることはいうまでもない。

本件でもベンダは、プロジェクトが中止になったのは、もっぱらユーザの協力義務違反が原因であると主張した。しかし、本件両判決は、ベンダのこの主張をことごとく退けた。

これに関し、本件のようなケースは、いわゆる（「対向型」に対する）「共同型」と解すべきであり、双方が協力義務とプロジェクトマネジメント義務を負担することを前提に解釈を展開すべきであるという主張がある⁶²。もとより、本件のような金融機関の基幹システムの構築にあたっては、ユーザがベンダに開発を丸投げするということはありえず、開発当初からユーザも深く関わっていることはそのとおりである。しかし、だからといって、たとえば、企業と大学の間の共同研究のようなものと同一かといえばそうではないだろう。いうまでもなくシステム開発契約の目的はシステムの完成であり、ベンダはユーザの利益のために仕事を遂行する義務を負っている。そこでは仕事完成義務の構成要素としてのプロジェクトマネジメント義務をベンダは先行的に履践すべきものであって、ユーザの協力は補完的・付随的なものにすぎない。ユーザはベンダのプロジェクトマネジメント義務の履践の範囲内で協力すればよいのであって、逆ではない⁶³。この点、両判決がいずれもユーザの協力義務違反を認めなかったのは妥当であると考ええる。

(2) 損害論

本件では、プロジェクトマネジメント義務違反（不法行為）が認定される範囲に関し、第1審と控訴審で違いがあるため、認容された損害額についても大きな差が生じたが、これに関しては上記で述べているので、ここでは繰り返さない。

もっとも両判決とも、逸失利益を認めてないという点では同じであるが、その理由づけは、第1審がシステム完成および利益取得の不確実性をあげているのに対し、控訴審は責任限定条項を根拠としている点で異なっている。後者についてのみいえば、本件は、本質的に契約上のリスクの負担をめぐる

紛争であり、いかなる法的構成をとったとしても、ベンダの責任そのものを否定するのではなく、単に損害賠償の範囲を限定するものにすぎないから、それが合理的な内容である限り、当事者間の事前のリスク配分に関する合意が尊重されるべきであろう。よって、この部分の結論は支持できるものである。

損益相殺については、両判決とも中間成果物（要件定義書、システム設計書など）の客観的利用価値がないことを理由に否定している。これは建設請負の場合と異なり、既履行かつ注文者にとって利益を有する部分について解除を認めない（既履行部分について請負人の報酬請求権が保障される）判例準則が、システム開発においては妥当しないことを如実に示すものである。本件では、たまたまユーザの協力義務違反が認められなかったので、とくに問題点が顕在化しなかったが、協力義務違反がある場合、ベンダの報酬請求権を確実にする方法を検討することが迫られよう。

四. 結びに代えて

システム開発をめぐる紛争に関する裁判例において、本件第1審および控訴審判決が有する意義は、同種の事件のうち多段階契約方式を採用したケースについて初めて判断したものであること、プロジェクトマネジメント義務違反を理由にベンダの不法行為責任を認めたことである。第1審判決は多段階契約性を意識しつつもこれをほとんど斟酌せず、システム開発の全過程についてプロジェクトマネジメント義務違反を肯定し、ユーザの請求をほぼ全面的に認容したのに対し、控訴審判決は、多段階契約であることは理由としてはいないものの、最終合意締結以前に生じた損害の賠償を否定することにより、結果的に多段階契約性に配慮したものとなっている。

本件両判決を受けて、最後にシステム開発をめぐる紛争において、いかなる解決が妥当かについて考察してみたい。前章1で述べたように、ここでの

問題は、システム開発が頓挫した場合、そのリスクを各当事者がどのように負担すべきかである。このような紛争では、消費者契約と異なり、当事者間の交渉力の格差（不均衡）はほとんど考慮しなくてよいから、原則としてプロジェクトの中止に原因を与えた側が責任を負うべきことになるであろう。ただ、システム開発というプロジェクトであるから、事前にそのリスクの配分が定められているのが普通である。そのことはたしかに顧慮されるべきではあるが、絶対的なものではなく、システム開発契約が本来、システムの完成というもっぱらユーザの利益のためになされるものであり、直截に言えば請負的性格の強いものであることに鑑みれば、多段階契約の解釈において必要な修正を加えるのはあながち不当ではないように思われる。このように多段階契約にとらわれることなく、契約の本質または信義則にもとづきプロジェクトマネジメント義務の内容が定められるべきであるから、最終合意締結前であっても義務違反が認められる余地はあろう。その意味で、第1審判決と控訴審判決の結論の中間的な解決を図ることもできるのではないかと考える。

本件において、契約責任ではなく、不法行為責任を認めたことについては、法理論的には疑問が残らないものではなく、前章では契約責任の追及の可能性を探ったが、実際にはさほど大きな問題ではないと思われる。すなわち、本件両判決は、最高裁判例を中心とした近時の裁判例における不法行為志向の流れに沿うものであり⁶⁴、当事者にとっては単なる法的構成の違いにすぎないともいえるからである（このことは、控訴審においてユーザが主位的主張を不法行為構成に切り替えたことから窺われる）。重要なのは、ベンダがプロジェクトマネジメント義務を負い、その義務違反は損害賠償責任を生ぜしめるということを裁判所が明言したことである。

ただ、不法行為責任を認めるのならば、その前提となるプロジェクトマネジメント義務の根拠を明らかにするとともに、不法行為の成立要件とくに権

利侵害（違法性）要件を吟味すべきであろう。前者についていえば、これは結局、ユーザとベンダがシステム開発という契約関係に入った以上、両当事者は互いにプロジェクトを挫折させない規範的拘束を受けるということに求めざるをえないと思われる。この点、交通事故のように赤の他人どうしで負うところの一般的不可侵義務とは明らかに異なり、この義務の根拠および内容は、当該契約の合理的解釈、システム開発契約の本質あるいは信義則から導くほかはない（実質的には契約責任を追及するのと変わりはない）。

後者についていえば、最広義の財産権、換言すれば、自己の財産を保持する利益（自己の財産を故なく減少させられない権利）の侵害ということになるだろうか。ただ、これは結局、権利侵害要件を空文化するようなものであり、不法行為の有する権利救済機能（ひいては権利創造機能）はここではほとんど等閑視されており、せいぜい契約の相手方に対する責任追及手段の一つ付け加えたにすぎない程度の意味しかもちえないだろう。

このようにいくつかの疑問点はあるものの、本両判決は上記の点において重要な裁判例であることは間違いない。いずれ下されるであろう最高裁判所の判断を待ちながら、今後、さまざまな観点から検討されることが望まれるものである。

¹ 拙稿「請負人の債務(1)（2・完）－プロジェクトマネジメント義務をてがかりに－」福岡大学法学論叢58巻4号923頁、同59巻1号113頁（2014年）。

² 本判決に関する判例研究として、小林秀之「金融システム開発契約に係る法的諸論点の帰趨－東京地判平成24.3.29を契機として－」金融法務事情1952号52頁（2012年）、桶田大介「情報システム開発契約の多段階契約に関する新しいアプローチの必要性－スルガ銀行・日本IBM事件」NBL977号4頁（2012年）、松島淳也「スルガ銀行・IBM裁判が今後のシステム開発プロジェクトに及ぼす影響（上）（下）」ビジネス法務2012年8月号82頁及び同2012年9月号82頁、滝澤孝臣「判比」私法判例リマックス47号18頁（2013年）、一木孝之「判批」新・判例解説 Watch（法学セミナー増刊）12号87頁（2013年）、伊藤雅浩「スルガ銀行 vs 日本IBM事件から導かれるモデル契約の変更点」ビジネス法務2013年10月号25頁などがある。

- ³ 金融法務事情1952号122頁。
- ⁴ 金融法務事情1952号123頁。
- ⁵ 金融法務事情1952号125頁。
- ⁶ 金融法務事情1952号126頁以下。
- ⁷ 金融法務事情1952号138頁以下。
- ⁸ 金融法務事情1952号138頁以下。
- ⁹ 金融法務事情1952号138頁以下。
- ¹⁰ 金融法務事情1952号131頁以下。
- ¹¹ 金融法務事情1952号142頁以下。
- ¹² 金融法務事情1952号152頁。
- ¹³ 金融法務事情1952号153頁。
- ¹⁴ 金融法務事情1952号177頁。
- ¹⁵ 金融法務事情1952号177頁。
- ¹⁶ 金融法務事情1952号178、179頁。
- ¹⁷ 金融法務事情1952号180頁。
- ¹⁸ 金融法務事情1952号181頁。
- ¹⁹ 金融法務事情1952号183頁。
- ²⁰ 金融法務事情1952号184頁。
- ²¹ 金融法務事情1952号184頁。
- ²² 金融法務事情1952号184－186頁。
- ²³ 金融法務事情1952号187頁。
- ²⁴ 金融法務事情1952号187、188頁。
- ²⁵ 金融法務事情1952号188、189頁。
- ²⁶ 金融法務事情1952号190頁。
- ²⁷ 本判決に関する判例研究として、桶田大介「システム開発に関する法的責任の新たな枠組み－スルガ銀行・日本IBM事件高裁判決」NBL1013号4頁（2013年）、仮屋篤子「判批」新・判例解説 Watch（法学セミナー増刊）14号91頁（2014年）、河上正二「判批」金融法務事情2001号71頁（2014年）がある。
- ²⁸ 金融・商事判例1428号29頁。
- ²⁹ 金融・商事判例1428号34頁。
- ³⁰ 金融・商事判例1428号35頁。
- ³¹ 金融・商事判例1428号35頁。
- ³² 金融・商事判例1428号35、36頁。

- ³³ 金融・商事判例1428号36-38頁。
- ³⁴ 金融・商事判例1428号38頁。
- ³⁵ 金融・商事判例1428号39頁。
- ³⁶ 金融・商事判例1428号40頁。
- ³⁷ 金融・商事判例1428号42、43頁。
- ³⁸ 金融・商事判例1428号43、44頁。
- ³⁹ 金融・商事判例1428号44頁。
- ⁴⁰ 金融・商事判例1428号45頁。
- ⁴¹ 金融・商事判例1428号46頁。
- ⁴² 拙稿・前掲注(1)「請負人の債務(1)」929頁以下参照。
- ⁴³ 本判決に関する判例研究として、拙稿「電算システム開発契約における注文者の協力義務と請負人のプロジェクトマネジメント義務-東京地判平成16年3月10日判例タイムズ1211号129頁-」福岡大学法学論叢52巻4号471頁(2008年)参照。
- ⁴⁴ 仮屋・前掲注(27)94頁は、控訴審においては、システム開発契約の多段階性を考慮した結果、損害賠償の範囲が縮減されたものであるとする。
- ⁴⁵ 拙稿・前掲注(1)「請負人の債務(2・完)」138頁以下参照。
- ⁴⁶ ベンダがプロジェクトマネジメント義務を負うべき実質的根拠につき、拙稿・前掲注(1)「請負人の債務(2・完)」141頁参照。
- ⁴⁷ プロジェクトマネジメント義務の性質・位置づけについては、拙稿・前掲注(1)「請負人の債務(2・完)」142頁以下参照。
- ⁴⁸ 経済産業省商務情報政策局情報処理振興課編「情報システムの信頼性向上のための取引慣行・契約に関する研究会～情報システム・モデル取引・契約書～(受託開発(一部企画を含む)、保守運用)〈第一版〉」(2007年)http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/keiyaku/model_keiyakusyo.pdf 参照(以下、「モデル取引・契約書」という)。「モデル契約書」とは、この研究会で策定された契約書の雛型をいう。
- ⁴⁹ 前掲注(48)「モデル取引・契約書」3頁参照。
- ⁵⁰ 桶田・前掲注(2)4頁は、「ベンダ(受注者・開発者)は、多段階契約モデルを損害賠償額の制限規定等と組み合わせることにより、もっぱらリスク回避のための手段としている例が多い。」と指摘している。
- ⁵¹ システム開発取引における契約の成立時期の確定の困難さを指摘し、裁判例を検討するものとして、清水建成「システム開発取引における紛争-契約成立と仕様変更に伴う問題」判例タイムズ1335号24頁(2011年)参照。
- ⁵² 熟度論については、鎌田薫「不動産売買契約の成否」判例タイムズ484号17頁(1983年)、河

上正二『『契約の成立』をめぐる—現代契約論への一考察—（一）（二）・完』判例タイムズ655号11頁、同657号14頁（1988年）など参照。

⁵³ 小林・前掲注（2）61頁参照。

⁵⁴ 請求権競合に関する文献は多いが、代表的なものとして、川島武宜「契約不履行と不法行為の関係について—請求権競合論に関する一考察—」『民法解釈学の諸問題』（弘文堂・1949年）所収1頁、四宮和夫『請求権競合論』（一粒社・1978年）、奥田昌道「債務不履行と不法行為」星野英一編『民法講座4』（有斐閣・1985年）所収565頁、奥田昌道編『取引関係における違法行為とその法的処理—制度間競合論の視点から』（有斐閣・1996年）などがある。また、民法のテキストのうち、このテーマに関する記述が比較的詳しいもの（独立の項目があるもの）として、四宮和夫『不法行為』（青林書院・1985年）656頁以下〔引用頁は中・下巻の合本後（1987年）のものを示す〕、奥田昌道『債権総論〔増補版〕』（悠々社・1992年）618頁以下、前田達明『口述 債権総論 第3版』（成文堂・1993年）223頁以下、平井宜雄『債権各論Ⅰ上 契約総論』（弘文堂・2008年）8頁以下、小野秀誠『債権総論』（信山社・2013年）168頁以下をあげておく。

⁵⁵ 小林・前掲注（2）59頁以下は、判例（最判昭和38年11月5日民集17巻11号1510頁ほか）が純粋な請求権競合説に従っているとする理解に対して、疑念を呈している。すなわち、一連の最高裁判例は、「要件あるいは効果を絞り込むことで不法行為責任の範囲を債務不履行責任のそれより狭く捉える、いわば複雑系競合論と評価できるものである。」とみなし（同60頁）、たとえば、上記最判昭和38年11月5日は「契約本来の目的範囲を著しく逸脱する」、最判平成19年7月6日民集61巻5号1769号は「建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵」という本来、債務不履行の要件にはない事象を明示することにより、要件面で絞りをかけると評価する（同59頁）。この見解に従えば、本件の第1審および控訴審判決は、このような要件の絞り込みをしておらず、上記の最高裁判例の趣旨に適合せず、不法行為責任を適用することに疑問を差し挟むことができよう。

⁵⁶ 近年、多くの研究が現れてきており、たとえば能見善久「比較法的にみた現在の日本民法—経済的利益の保護と不法行為法（純粋経済損失の問題を中心に）」広中俊雄＝星野英一編『民法典の百年Ⅰ』（有斐閣・1998年）619頁、橋本佳幸「不法行為法における総体財産の保護」法学論叢（京都大学）164巻1－6号391頁（2009年）、新堂明子「契約と過失不法行為責任の衝突—建物の瑕疵により経済的損失（補修費用額）が生じる例をめぐる—」NBL936号17頁（2010年）など参照。

⁵⁷ 橋本・前掲注（56）418頁は、709条の適用にあたって、総体財産の減少場面でも原則として権利・法益侵害要件の文言通りに総体財産をこえる具体的法益の侵害を要求すべきであるとす。

- ⁵⁸ とりわけ不法行為法の目的が国民の基本権保護にあるとする見解に立つならば、契約当事者間においては、不法行為規範の適用は謙抑的であるべきことにならう。なぜなら、不法行為法は、国民の基本権（生命、自由、財産など）が侵害された場合、被害者の基本権を回復するために、加害者の基本権に制約を加えるものであるから、いわゆる比例原則に従った範囲内で適用されなければならない。したがって、契約当事者間では契約規範による救済が可能である以上、これに加えて不法行為法上の救済も可能であるとすれば、過剰な救済となるおそれがある。以上につき、山本敬三「取引関係における公法的規制と私法の役割－取締法規論の再検討（2・完）」ジュリスト1088号98頁（とくに100頁以下）（1996年）〔前掲注（54）『取引関係における違法行為とその法的処理－制度間競合論の視点から』84頁（86頁以下）に所収〕参照。
- ⁵⁹ 平井・前掲注（54）19頁以下は、契約本来の目的範囲を逸脱する場合に債務不履行と不法行為との競合が認められるとして、具体的には①故意または害意にもとづく不履行と②契約当事者の生命身体に侵害があった場合をあげる。なお、四宮・前掲注（54）『不法行為』661頁以下（とくに664頁）は、債務不履行および不法行為としての請求権規範の調整が問題となるのは、人格権・財産権の安全について配慮すべき義務（安全義務）にほぼ限定されるとしたうえで、契約の履行と内的関連を有する行為によって安全義務が侵害された場合は、契約責任規範によるリスク配分が優先するが、人格権侵害の場合は、不法行為規範の権利保護機能を害するような権利者（被害者）に不利な規範はそのまま適用すべきでなく、リスク配分以外の属性については権利者に有利な規範（不法行為規範）によるべきであり、他方、契約の履行と内的関連をもたない逸脱行為（故意行為など）については、契約責任規範と不法行為規範を問わず、権利者に有利な規範を適用すべきとする（詳細は四宮・前掲注（54）『請求権競合論』94頁以下を参照）。
- ⁶⁰ 前掲注（55）最判平成19年7月6日およびその差戻し判決に対する上告審判決である最判平成23年7月21日判例時報2129号36頁など参照。
- ⁶¹ もとより、このことは安全配慮義務違反にもとづく損害賠償の場合にも生じる問題であって、不法行為構成と債務不履行構成で消滅時効期間が異なってくることは周知のとおりであるが、生命・身体への侵害による損害賠償債権に関しては、法制審議会民法（債権関係）部会の要綱仮案（2014年8月26日決定）は、その法的構成いかんにかかわらず、消滅時効期間を統一する旨の提案をしており、立法的な解決が企図されている。しかし、一般の債権の消滅時効に関しては、不法行為と同様に債権者の認識を起算点とする新たな消滅時効制度を設けているにもかかわらず、時効期間に関しては統一を見ておらず（一般債権は5年、不法行為による損害賠償債権は3年）、その矛盾を露呈するものになっている。
- ⁶² 小林・前掲注（2）58頁は第1審判決に関して、本件システム開発の法的性質は「共同型」

ととらえるのが自然であり、X（ユーザ）Y（ベンダ）双方が自己および他者に対してプロジェクトマネジメント義務と協力義務を負担するものとして、双方の義務の内容を詳細に認定すべきであったと批判する。システム開発契約の類型としての「対向型」と「共同型」の意味については、滝澤孝臣「システム開発契約の裁判実務からみた問題点」判例タイムズ1317号5頁（2010年）参照。

- ⁶³ 拙稿・前掲注（1）「請負人の債務（2・完）」154頁参照。なお、ユーザ（注文者）の協力義務については、拙稿「注文者の協力義務—コンピュータソフト開発契約をめぐる最近の判例を中心に—」福岡大学法学論叢52巻4号379頁（2008年）参照。
- ⁶⁴ 契約締結前の説明義務違反に関するものであるが、最判平成23年4月22日民集65巻3号1405頁など。もっとも、最判平成21年7月16日民集63巻6号1280頁は、商品先物取引委託契約において、受託者たる商品取引員が専門的知識を有しない委託者に対して当該取引が利益相反の可能性が高いものであることを説明すべき義務を負い、かつ、利益相反の状況をその都度、通知すべき義務を負うとして、受託者の委任契約上の説明義務違反による債務不履行責任を認めているので、少なくとも契約締結後の説明義務違反について債務不履行責任を排除するものではないといえる（以上につき、上記最判平成23年4月22日に対する池田清治「判批」平成23年度重要判例解説（ジュリスト臨時増刊・2012年）74頁（75頁）参照）。